

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	税の滞納管理等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

瑞穂町は、税の滞納管理等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

税の滞納管理等に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制をチェックシートを用いて確認することとしている。

評価実施機関名

瑞穂町長

公表日

令和7年1月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	税の滞納管理等に関する事務
②事務の概要	<p>・各税、各料金等に関する徴収簿を管理し、滞納整理等に係る事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、各税、各料金に関する税法、省令等の規定に従い、次の事務に利用している。</p> <p>①徴収に関する事務 徴収簿の作成 督促状(催告書)の発送 滞納者から徴収を促すための連絡、納税相談、訪問等 不納欠損対象の把握、決定</p> <p>②滞納処分の執行に係る手続き及び執行 滞納者に関する実態調査 執行機関への滞納処分に係る通知等 換価に係る手続(公売等) 滞納処分の執行</p> <p>③還付に関する事務 過誤納金又は還付加算金の還付</p>
③システムの名称	収滞納管理システム(口座システム、収納消込システム、OCR日計システム、滞納整理システム、汎用調定システム、口座収納システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
徴収・滞納整理関係情報ファイル・団体内統合宛名	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の24の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第1条、第2条第2項第4号</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> <p>[実施する]</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠: 第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項)1~5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57~59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86~92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140~142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163~173の項 (情報照会の根拠)48の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民部税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒190-1292 瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地 企画部総務課文書法制係 電話042-557-7495(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒190-1292 瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地 住民部税務課納税係 電話042-557-7529(直通)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する局面(データベースの入力、申請書等の保管、申請書等の廃棄等)においても複数人での確認を行うようしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input checked="" type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	瑞穂町特定個人情報等の安全管理に関する基本方針、瑞穂町情報セキュリティポリシー、瑞穂町が保有する個人情報等管理規程等に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、職員に対し教育研修を実施しており、これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月4日	I. 関連情報:5. 評価実施機関における担当部署	住民部税務課長 佐久間 裕之	住民部税務課長 小野 基光	事後	異動のため
平成29年12月4日	II しいき値判断項目:1. 対象人数:いつの時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年10月1日時点	事後	時点修正のため
平成29年12月4日	II しいき値判断項目:2. 取扱者数:いつの時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年10月1日時点	事後	時点修正のため
令和1年8月20日	様式に「IV リスク対策」を追加		評価書記載のとおり	事前	様式が変更されたため
令和2年10月27日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒190-1292 瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地 企画部総務課法制係 電話042-557-7495(直通)	〒190-1292 瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地 企画部総務課文書法制係 電話042-557-7495(直通)	事後	評価の再実施による修正
令和2年10月27日	II しいき値判断項目:2. 取扱者数:いつの時点の計数か	平成29年10月1日時点	平成32年10月1日時点	事後	評価の再実施による修正
令和3年9月24日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27の項	番号法第19条第8号 別表第二の27の項	事後	法律が改正されたため
令和6年8月27日	評価書名、個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言、I 関連情報:1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務:①	滞納管理	滞納管理等	事前	公金受取口座に係る手続を開始しようとするため
令和6年8月27日	I 関連情報:1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務:②	滞納整理	滞納整理等	事前	公金受取口座に係る手続を開始しようとするため
令和6年8月27日	I 関連情報:1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務:②		③還付に関する事務 過誤納金又は還付加算金の還付	事前	公金受取口座に係る手続を開始しようとするため
令和6年8月27日	I 関連情報:3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の16の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第1条、第2条第2項第4号	事後	番号法の改正に伴う修正のほか、公金受取口座に係る手続を開始しようとするため
令和6年8月27日	I 関連情報:4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8号 別表第二の27の項	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の48項、第50条	事後	番号法が改正されたため
令和7年1月10日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業、11. 最も優先度が高いと考えられる対策		評価書記載のとおり	事後	令和6年10月1日から様式が変更されたため
令和7年1月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の24の項	事後	文言整理のため
令和7年1月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令主務省令第2条の表の48項、第50条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の表 (情報提供の根拠:第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項)1～5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57～59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86～92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140～142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163～173の項 (情報照会の根拠)48の項	事後	文言整理のため
令和7年1月10日	II しいき値判断 1. 対象人数及び2. 取扱者数	令和6年8月1日	令和6年10月1日	事後	時点修正のため